

大分大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金教員返還免除候補者選考細則

令和7年3月19日制定

令和7年細則第21号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者等選考委員会規程(平成17年規程第4号。以下「規程」という。)第9条の規定により、教員返還免除候補者の選考方法等に関し必要な事項を定める。

(教員返還免除申請手続)

第2条 規程第2条第2号に規定する教員になった者に対する奨学金の返還免除(以下「教員返還免除」という。)への申請をしようとする者は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の定める教員返還免除用の業績優秀者返還免除申請書を教育学研究科長に提出するものとする。ただし、大分大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考細則(平成20年細則第14号)第2条に規定する返還免除の申請を行った者は、教員返還免除の申請を行うことができない。

(教育学研究科からの推薦)

第3条 教育学研究科長は、前条に規定する教員返還免除用の業績優秀者返還免除申請書を提出した者のうちから、在学中に特に優れた業績を挙げたと認め、かつ、教育学研究科専門職学位課程を修了の上で、教員採用試験に合格し、正規教員として、採用になる予定の者について、所定の推薦理由書に係る書類を添付し、学長に推薦するものとする。

(教員返還免除候補者の選考方法)

第4条 大分大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者等選考委員会(以下「委員会」という。)は、教員返還免除申請のあった学生の業績について、別表に定める業績の種類の評価基準に基づいた評価項目により、総合的に評価し、選考するものとする。

(教員返還免除候補者の推薦)

第5条 学長は、委員会の議に基づき、教員返還免除候補者を機構に推薦するものとする。

(免除の許可通知)

第6条 学長は、機構から免除の許可があった場合は、教育学研究科長に通知するものとする。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、大分大学大学院における教員返還免除候補者の選考に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和7年3月19日から施行し、令和6年12月11日から適用する。
- 2 令和6年12月11日からこの細則の施行日までに行われた大学院第一種奨学金教員返還免除候補者の選考に係る手続は、この規定に基づいてなされたものとみなす。

別表（第4条関係）

業績の種類	機構が定める 評価基準	評 価 項 目	
		大学院における教育研究活動 等に関する業績	専攻に関連した学外における 教育研究活動等に関する業績
1 学位論文その他の研究論文	学位論文の研究科委員会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。	1 学位論文 2 学位論文の発表 3 その他の研究論文 4 学内の研究報告への掲載 5 学内表彰	1 学術雑誌への論文掲載 2 国際学会での発表 3 国内学会での発表 4 学術雑誌への総説、解説等の掲載 5 その他の研究論文の表彰 6 学会発表賞の受賞 7 招待講演
2 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に定める特定の課題についての研究の成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が研究科委員会等で特に優れていると認められること。	1 特定の課題についての研究の成果	1 研究の成果の発表
3 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が研究科委員会等で特に優れていると認められること、又は博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が研究科委員会等で特に優れていると認められること。	1 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果 2 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果	1 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果 2 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果
4 著書、データベースその他の著作物（第1項及び第2項に掲げるものを除く。）	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等（第1項及び第2項に掲げる論文等を除く。）が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。	1 専攻分野に関連した著作物等 2 専攻分野に関連したデータベースの構築 3 専攻分野に関連したソフトウェアの開発	1 専攻分野に関連した著書 2 学外のコンペ入賞 3 学会賞等の受賞及び競争的研究費の獲得 4 その他の著作物

		4 専攻分野に関連したデザイン設計	
		5 学内表彰	
5 発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。	1 特許出願 2 実用新案出願 3 学内表彰	1 特許登録 2 実用新案登録 3 学外表彰
6 授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと研究科委員会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。	1 学業成績 2 修業年限の短縮	
7 研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること。	1 リサーチ・アシスタント 2 ティーチング・アシスタント	1 教育研究に係る補助業務
8 音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	1 専攻分野に関連した音楽活動成果・発表 2 専攻分野に関連した演劇活動成果・発表 3 専攻分野に関連した美術活動成果・発表 4 その他の芸術活動 5 学内表彰	1 専攻分野に関連した音楽活動成果・発表 2 専攻分野に関連した演劇活動成果・発表 3 専攻分野に関連した美術活動成果・発表 4 その他の芸術活動 5 学外表彰
9 スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	1 学内表彰	1 国内競技会 2 国外競技会 3 学外表彰
10 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。	1 専攻分野に関連したボランティア活動 2 専攻分野に関連したその他社会貢献活動	1 専攻分野に関連したボランティア活動 2 専攻分野に関連したその他社会貢献活動